

行政

なら



行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。



奈良県行政書士会

2013年4月

No.120

目 次

日本政策金融公庫奈良支店との覚書締結	1
随想	2
エセ同和高額図書への対応	3
記名・職印の押印と非行政書士行為の排除	4
領収書作成・使用についての諸注意	5
平成 24 年度行政書士試験結果について	5
会長・副会長の任期満了による選挙について(お知らせ)	6
平成 24 年度近畿女性行政書士交流会のご報告	7
研修指導部の活動報告	8
業務第 1 部の活動報告	10
業務第 2 部の活動報告	12
業務第 3 部の活動報告	12
お知らせ	14
Topic	14
理事会だより	15
会員の動き	17
本会の動き	18
編集後記	19

日本政策金融公庫奈良支店との覚書締結

副会長 川 合 利 章

平成 24 年 3 月 29 日付で、日本行政書士会連合会と株式会社日本政策金融公庫との間で「中小企業等支援に関する覚書」が交わされたことは周知のことです。

こうした一連の動きを受けまして、当会において昨年 6 月頃から覚書締結に向けて検討を開始いたしました。その結果、本年 2 月 22 日の「行政書士記念日」に株式会社日本政策金融公庫奈良支店との間で「中小企業等支援に関する覚書」を締結する運びとなりました。

では、我々行政書士ができて得る中小企業等への支援とはどんなものなのでしょうか。行政書士が行う中小企業等への支援は次の 4 項目に大別できると思います。

- 1、会社を時代に合わせる支援業務
- 2、会社を磨く－知的資産経営－への支援業務
- 3、会社を託す－事業承継－への支援業務
- 4、会社を再生する

今後、当会と株式会社日本政策金融公庫との連携・協力のもとで研修会や講演会が開催されることになるものと思います。会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。



随 想

奈良県行政書士会

顧問弁護士 村 嶋 修 三

新聞を見て小沢昭一氏が永眠された事を知った。テレビ放送が盛んになった今日では、多少一般の読書子から遠ざかっている感が無きにしもあらずと云われても一世代前は、氏のラジオ放送を聞かないと寝付が悪いという人達も多かった。氏は生粋の江戸っ子でその喋り口も文章も粋は感じて「傲慢さ」は全然感じなかった。一度、日本海軍についての悪口が投書された時、氏は「私も大日本帝国軍人の端っ暮れだ、まして海軍士官に対する侮辱は私の前では云うな」と、語勢を極めて云われた事があった。後で、氏が海軍兵学校であることを知って、さもありなんと感心した事があった。それにしても「小沢昭一的・・・」は、はるかに一万回以上放送されたと聞いて、その生活態度も「五誓」そのまま、少なくともその精神はそのような心であったようだ。

ついで乍ら、私は東京地検で新任をやったが、指導官の坂上吉男検事は旧海兵の教官で、たまに旧海兵の話など承った。たまに先輩検事が直立不動で「教官入ります」と大声を発していた。脱線になるが、大阪地検には陸軍中野学校出身の将校もいた。何くれと若い検事の世話を見てくれたし、その方の兄弟には陸軍少将もいたし孫のような若い裁判官にも「裁判官殿」と云うのが口癖であった。やはり大声であった。

私の学生時代を過ごした沼津市の静浦は普段は波静かで静浦、荒れる日もあって獅子浜と呼んでいたが、後であの辺りは陸軍士官学校の水練場であったと聞いた。女性から声をかけられた士官学校の生徒が一声返事しただけで、三時間も熱い砂浜で直立不動の制裁を受けたという話も聞かされた。下宿していた寺院は禅宗の寺でリョウゴインと云った。

エセ同和高額図書への対応

総務部

「エセ同和行為」とは同和問題の無知に付け込み、企業や行政機関等に対して、執拗に電話を掛けては不当に寄付を求めたり、高額な図書の購入を強要したり、また高額図書を一方的に送りつけては金銭を要求したりと、とても悪質な行為です。

このような行為に対して恐怖心から安易に妥協し、不当要求に応じてしまうケースが頻発し、益々エセ同和行為の横行を助長しています。エセ同和行為の横行は同和問題に対しての偏見を更に深め、また、同和問題の根本的な解決を阻害する要因になっております。

もし、このような行為に遭遇した場合、どのように対応するのか。3つの心得がございます。

(1) 不当な要求は断固拒否をすること

寄付や高額図書の購入等を執拗に要求されても断固拒否してください。言葉も「必要ありません」とはっきり明確にお答えください。

「結構です」「検討します」等曖昧な返答は更に付け込む余地を与えることとなりますので、ご注意ください。

また、高額図書を勝手に送りつけられた場合（ネガティブオプション）でも、購入する意思のない旨を明記し、相手先へ返送してください。

(2) 安易に妥協しないこと

執拗に電話を掛けられ、安易に「今回だけで済むのなら」と妥協し、金銭による解決を図れば、更に付け込まれ、不当要求も益々エスカレートし、かえって泥沼にはまりこんでしまいます。

どんなに執拗に要求されても、金銭で解決を図らずに断りつづけることです。

(3) 脅しに屈しないこと

エセ同和行為をするものは刑事事件になることをとても恐れるので、脅しなどで激しい言葉をぶつけますが、暴力による手段はめったに行いません。脅しに恐れることなく、落ち着いて対応して下さい。

もし、あまりにも執拗な脅しが連続するのであれば、相手とのやりとりをメモし、相手方に「法務局や警察に相談する」と毅然と回答してください。

本会は奈良県人権施策課主催の「エセ同和高額図書110番連絡ネットワーク」に毎年参加しております。本会会員で事例がございましたら、①いつ②相手方は③どのような形で接触したか④その対応は⑤対応者名、以上5点を事務局までご一報願います。

(参考)

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会発行
「同和問題とエセ同和行為」より

●エセ同和行為の具体例

- ・ 図書等物品購入の強要
- ・ 協力業者（下請け）への参加強要
- ・ 寄付金・賛助金の強要
- ・ 示談金の強要
- ・ 融資や債務免除の強要
- ・ 機関紙等広告掲載強要
- ・ 講演会・研修会への参加強要など

●要求の手口

- ・ 執拗に電話を掛けてくる
- ・ 同和問題を知っているかと言って脅す
- ・ 大声で威嚇する
- ・ 責任者に会わせろと言って脅す
- ・ 事務所に多数で押し掛けると言って脅す
- ・ 政治家との関係をほのめかす
- ・ 官公庁の紹介だと言って圧力をかけるなど

記名・職印の押印と非行政書士行為の排除

監 察 部

「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。」と行政書士法施行規則第9条第2項に定められており、職印の押印が義務化されている。これは、行政書士が書類を作成したということを証明するものであると同時に、非行政書士行為を排除する上でも大切な役割を果たしている。

一方、建設業許可関係の書類を閲覧すると、行政書士の作成した書類であると思われる記名はあるが職印のない書類が、一部に見受けられる。

このことを行政側からながめてみると、建設業許可関係の書類を作成した者が、申請者自身なのか、行政書士なのか、またはほかの第三者なのか、はなはだ識別するのは困難であろうと想像される。逆に、行政書士の職印が押されていれば、行政側からすると、この書類は百パーセント行政書士が作った書類と判断することが可能になると思われる。

また、一つの事例として、平成23年の秋に、奈良県のある行政機関の担当職員の方から、行政書士でない者がとある業種の許可申請書を持ってきたと、本会に報告があった。行政の担当者と面談して話を伺うと、行政書士の記名と職印がなかったので、おかしいと気づいたということであった。本会としては、この行政書士でない者に対して、会長名で注意を促す文書を送付して対処を行った。このことは、行政書士でない者を排除するうえで、行政書士が記名・職印の押印をすることが、いかに大切であるか如実に示している。

この「行政なら」の会報においても、平成23年5月8日付「職印の押印について」というテーマで職印のことが述べられている。記名・職印の押印に関しては、帰化許可申請のような本人申請が義務づけられている書類等、きわめて例外的な場合を除いて、行政書士が作成した書類には記名して職印を押さなければならない、そのことは間接的に非行政書士行為を防ぐことにもなる。

私たち行政書士は、初心にかえり、あらためて行政書士の責務を自覚し、行政書士法第1条、目的に定められているように、「業務の適正を図り、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便を図る。」という重い責務を負っていると、一人一人が肝に銘じなければならない。

領収書作成・使用についての諸注意

総務部

日本行政書士会連合会の定める基本様式に沿った領収書を作成・使用をしていなかったとして、処分されている事例が全国的に多く見受けられます。

会員各位におかれましては、再度「奈良県行政書士会会則第45条の2」と、「行政書士法施行規則第10条」、そして、日本行政書士会連合会企画開発部発行の「報酬額の手引」をご確認の上、基本様式に沿って領収書を作成・使用していただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、基本様式に沿った領収書をお求めの場合、本会ホームページにある「会員のページ」にも掲載しておりますので、ご利用ください。

平成24年度行政書士試験結果について

総務部

平成24年11月11日（日）平成24年度行政書士試験が奈良産業大学で実施されました。

当日、ご多忙の中、59名の会員の皆様に円滑な試験実施事務にご協力いただき、紙面をお借りしまして、無事に完了できたことを厚く御礼申し上げます。

今年度の試験結果でございますが、平成25年1月28日（月）に財団法人行政書士試験研究センターより発表ありました。

結果は下記の通りです。

記

	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
全 国	75,817人	59,948人	5,508人	9.19%
奈良県	527人	430人	37人	8.60%

会長・副会長の任期満了による選挙について(お知らせ)

選挙管理委員会

奈良県行政書士会会則第 19 条第 1 項の規定に基づき、任期満了により執行する会長・副会長選挙の日程を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

なお、当選挙については、先般改正した規則に基づいて執行しますので、会員各位のご協力をお願いいたします。

記

1. 選挙の告示等

- * 選挙の告示日：4月19日（金）
- * 選挙の期日：5月31日（金）
- * 選挙の投票場所：平成25年度定時総会会場 ホテル日航奈良
- * 選挙の開票場所：平成25年度定時総会会場 ホテル日航奈良
- * 立候補の届出
 - ・ 期間 4月22日（月）、4月23日（火）の【2日間】
 - ・ 場所 奈良県行政書士会会議室
 - ・ 時間 両日共 午後1時から午後3時まで

2. 立候補予定者の届出等に関する説明会の開催

- * 日時：4月8日（月） 午後1時から
- * 場所：奈良県行政書士会会議室

3. 期日前投票

会員（選挙人）が、奈良県行政書士会会長及び副会長の選挙に関する規則第25条第1項に定める理由により総会に出席して投票できないと見込まれる場合にあっては、本人であることの確認を受けるため行政書士証票を必ず提示し、期日前投票理由書を提出して、下記の期日前投票所においてのみ期日前投票を行うことができます。

- * 期日前投票の日時及び場所
 - ・ 期日：5月28日（火）及び5月29日（水）
 - ・ 時間：午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで
 - ・ 場所：奈良県行政書士会会議室

4. 選挙についての問い合わせ

奈良県行政書士会選挙管理委員会事務局

【TEL：0742-95-5400】

平成 24 年度近畿女性行政書士交流会のご報告

～平成 25 年度は、奈良会が担当します！～

近畿女性行政書士担当者会議
奈良会担当 坪 田 尚 子

去る 3 月 3 日（日）、平成 24 年度近畿女性行政書士交流会が下記のとおり開催されました。

第 1 部は、舞鶴公証役場の加地誠公証人に「離婚給付公正証書の現状」と題して講演をしていただきました。協議内容の条項を作成するにあたっての注意点などを公証人の視点から解説いただき、とても充実した内容で、沢山の学びがありました。

第 2 部の懇親会は、来年度の交流会が奈良会担当になることから、丹正副会長が乾杯の音頭をとられ、賑やかにスタートしました。京都市ならではの「清酒の普及の促進に関する条例」により、日本酒での乾杯です。各テーブルは、それぞれの単位会混合で、美味しい和食をいただきながら、様々な情報交換が行われました。途中、各単位会の代表者より、女性部の活動、相談会の実績、個人の活動の報告がありました。奈良会は、松田広報部長が、今年度よりはじまった無料相談会のことや国道 24 号線沿いに新しく設置した看板、行政書士記念日の P R 活動について報告をしました。

近畿 2 府 4 県から合計 52 名が参加し、ひな祭りの日にふさわしい華やかな交流会でした。

さて、来年度は、奈良会が担当会となります。その折には、会員の皆様、特に女性の会員の皆様にご協力いただきたく宜しくお願い申し上げます。

記

日 時：平成 25 年 3 月 3 日（日）

場 所：ハートンホテル京都 2 階「嵯峨高雄」

内 容：第 1 部 講演会（10 時 30 分～12 時）

「離婚給付公正証書の現状」

講師：舞鶴公証役場 加地 誠公証人

第 2 部 懇親会（12 時～14 時）

会食及び各単位会代表者より、各単位会の女性会の活動、相談会での実績、自己の活動の報告



研修指導部の活動報告

研修指導部

◎基礎研修第8回

- 日 時：平成25年1月11日（金） 13時30分～15時30分
- 場 所：奈良商工会議所
- 参加人数：49名
- 講 師：橋本 哲也 会員
- テ ー マ：経営事項審査申請 入門・基礎編

※以下のポイントに留意の上、講師オリジナルの演習問題を解答しました。

- ・「個別注記表」又は「法人事業概況説明書」等から決算書類における消費税等に関する会計処理の方法を確認する。
- ・原則として、「完工高（＋兼業売上高）≦課税標準額」となることを確認する。兼業において宅建業又は輸出業を行っている場合は、例外もありうる。
- ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係の期間計算の取り扱いについて
 - 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
 - 起算日の6ヶ月の月の当日の翌日を6ヶ月前とする。ただし、当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
 - 6ヶ月前の前日を6ヶ月と一日前とする。
- ・技術職員の常勤性確認書類について
 - 社会保険・雇用保険加入者
 - ◇（社会保険）標準報酬額決定通知書の写し
 - ◇（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会
 - 社会保険加入者（雇用保険適用除外）
 - ◇（社会保険）標準報酬額決定通知書の写し
 - ◇（社会保険）健康保険被保険者証の写し
 - 雇用保険加入者（社会保険適用除外）
 - ◇国民健康保険証の写し
 - ◇（雇用保険）事業所別被保険者台帳照会
 - 社会保険・雇用保険適用除外者
 - ◇国民健康保険証の写し又は後期高齢者医療被保険者証の写し
 - ◇審査基準日以前6ヶ月間の勤務状況確認書類（所得税源泉徴収簿・給与台帳・出勤簿等）
[個人事業主及び同居の親族並びに法人の役員については不要]

◎DVD研修

- 日 時：平成25年1月19日（土） 13時10分～14時40分
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：13名

- 講 師：日本行政書士会連合会 第一業務部 岸本 敏和 部長
第二業務部 法務事務・成年後見部門 大橋 一成 次長
第三業務部 姫田 格 部長

■テ ー マ：業務上のコンプライアンス

- 法令遵守と該当事項の確認
- クライアントのコンプライアンスにおけるコンサルティング業務
- 現地確認・実態確認（DNA鑑定を含む）
- 事実に基づく「主張」と「立証」を行うことの重要性

◎DVD研修

■日 時：平成25年1月19日（土） 14時55分～16時25分

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：13名

■講 師：日本行政書士会連合会 法規監察部 伊藤 庄吉 部長

■テ ー マ：業際問題

- 行政書士のコンプライアンスにおける業際問題の位置づけと問題意識
 - コンプライアンスにおける外縁であるとともに核心である。
 - 行政書士法は極めて広い業務分野を行政書士の職域として定めつつ、他方で「他の法律で制限されているものについては、業務を行うことができない。」としている。
 - われわれ行政書士の職域の外縁を確認し行政書士としてのコンプライアンスを堅持していくためには、行政書士法の立場から他士業法の業務規定等の解釈に踏み込まざるを得ない。この点で、より限定された職域を法定されているに止まる他士業とは、若干異なる位置関係にあるといえる。

◎インターネット研修

■日 時：平成25年2月1日（金） 13時10分～14時40分

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：23名

■講 師：第一業務部 建設・農地部門 月見里 和夫 専門員

■テ ー マ：建設業法に基づく経営事項審査について

- 経営事項審査の概要
- 経営事項審査の審査項目
- すべては入札参加資格のために
- 事業年度終了変更届と経審
- 経営状況分析申請
- 経営規模等評価申請
- 社会保険未加入の対策

◎平成 24 年度 全国研修

- 日 時：平成 25 年 2 月 1 日（金） 14 時 55 分～ 16 時 25 分
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：23 名
- 講 師：専修大学法学部 白藤 博行 教授
- テ ー マ：行政書士の役割と行政法

- 最近の行政法問題にみる「法の支配」あるいは「法律による行政法の原理」
- 行政実体法と行政手続法
- 行政不服審査法による国民の権利利益の救済と行政の適法性の確保
- 行政事件訴訟法・国家賠償法による国民の権利利益の救済
- 行政書士ADRの可能性

◎平成 24 年度第 3 回新規登録会員研修

- 日 時：平成 25 年 2 月 18 日（月）～平成 25 年 2 月 20 日（水）の 3 日間
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：18 日（8 名）・19 日（8 名）・20 日（9 名）

業務第 1 部の活動報告

業務第 1 部

◎第 4 回基礎研修

- 日 時：平成 25 年 1 月 11 日（金） 15 時 30 分～ 17 時 30 分
- 場 所：奈良商工会議所
- 参加人数：49 名
- 講 師：田中 聡 会員
- テ ー マ：経営事項審査申請 発展・応用編

- ・平成 26・27 年度の格付けランクを「C」から「B」に昇格させるについて
（平成 26・27 年度の格付けについて、詳細が定まっていないものについては平成 24・25 年度の格付けから変更なしと仮定します）
- ・具体的事例紹介
 - 総評定点 800～899 点
 - 資本金 2000 万円以上
増資の必要性
 - 技術職員数 1 級 2 名以上
増員の必要性（1 年以上の常時雇用に注意）
 - 特定建設業許可業者
般・特新規申請の必要性
 - 直前 2 年間 C

- ・格付けランク昇格までの流れ
- ①資本金を 2000 万円まで増資
- ②決算期変更、決算申告手続
- ③般・特新規申請、経審手続
- ④特定建設業許可の取得
- ⑤決算期変更、決算申告手続
- ⑥経審手続
- ⑦指名願い
- ⑧格付け発表

◎第 5 回基礎研修

■日 時：平成 25 年 2 月 8 日（金） 14 時～ 16 時

■場 所：奈良県行政書士会 会議室

■参加人数：18 名

■講 師：小野 雄作 会員

■テ ー マ：建設業許可更新書類作成方法について
建設業の営業について

- ・建設業許可更新手続について
 - 建設業許可更新手続は、5 年に 1 度行う必要がある。
 - 許可有効期間は、許可のあった日から 5 年後の日の前日をもって満了する。
 - 期間の満了する日の 30 日前までに建設業許可の更新手続をとらなければならない。
 - 提出場所は、管轄の「土木事務所」である。
 - 申請時、県証紙 5 万円を納付する。
 - 営業所建物の権原の疎明書類としての登記簿謄本、賃貸借契約書又は使用承諾書
- ・講師からのアドバイス（事務所経営の参考まで）
 - 遠方からの業務依頼でも対応した方が良いと思われる。
 - 低報酬の仕事でも 30 件未満は受任するべきであると思われる。
 - 価格交渉等においては、時給換算の方法で考慮すべきであると思われる。
 - 150 件程度の受任で補助者の必要性を考慮すべきであると思われる。

業務第2部の活動報告

業務第2部

◎第6回研修（オープン研修）

- 日 時：平成25年1月19日（土） 10時～12時
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：25名
- 講 師：高野 二郎 会員
- テ ー マ：1. 交通事故関係業務実務者意見交換会（日本行政書士会連合会主催）に参加して
2. 交通事故と内容証明（事例）
3. 交通事故と保険請求（事例）

1. 交通事故関係業務実務者意見交換会に参加して

全国には交通事故の後遺障害を専門に業務をなされている行政書士もいる。後遺障害が認められるか否か、また何級に認められるかは作成される書類等にかかわってくる。作成する書類としては被害者の申述書が特に重要である。

2. 交通事故と内容証明

交通事故の損害賠償請求に際しては、保険会社や事故の加害者等に必ず連絡・通知などをする必要が生じる。その場合、単なる書面を普通郵便で相手方に送付するよりも、内容証明書で作成し、内容証明郵便という方法で送付することが必要な場合がある。

<効果>

- ①内容証明郵便（配達証明付）にすることで、相手方に確実に通知したことの証拠となる。
- ②通知を発した日付を郵便局が確定してくれる。
- ③相手方を心理的に動揺させることができる。
- ④郵便局で証明書の控えを保管してくれるので紛失の心配がない。

3. 交通事故と保険請求

自賠責保険の補償限度額は、死亡による損害で3000万円、障害による損害で120万円が上限となっている。一方、任意保険に加入している場合は、対物補償や搭乗者補償などもあり弁護士費用特約なども付加されている場合もあるので、補償内容をよく確認する必要がある。

また、自賠責保険、対人・対物賠償保険金請求権は、時効の起算点から2年で消滅する。

業務第3部の活動報告

国際グループ

◎第2回研修会（オープン研修）

- 日 時：平成25年1月28日（月） 14時～16時
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：25名
- 講 師：大阪府行政書士会 芳川 恒徳氏
- 研修内容：在留管理制度改正後の実務と営業戦略

<概要>

在留管理制度改正（平成24年7月9日）後の、入管業務の留意点について、解説していただきました。特に重要と思われる事項は以下の通りです。

- ①入国管理局から、追加の立証書類の提出を求められたときに備えて、立証を補強できる書類は、早めに準備して、いつでも提出できるようにしておくといよい。
- ②在留管理に関する判例も調べておくといよい。入国審査官と話をするとき役に立つことがある。
- ③市町村役場に対する手続（入国後の住居地の届出等）は、他の業務に発展する可能性もある。

後半は、マーケティングの行政書士業務への応用について解説していただきました。

ライフタイムバリュー（個々の取引限りではなく、顧客から永続的に取引を続けてもらうことによって得られる利益・価値）の考え方は、行政書士業務にとっても重要であることなど、マーケティングの視点から見た行政書士の営業戦略について事例を交えた興味深い内容のお話をしていただきました。

◎第3回研修会

- 日 時：平成25年2月15日（金） 13時～15時
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：15名
- 講 師：黒田 敬子 会員
- 研修内容：在留資格「日本人の配偶者等」に関する手続

<概要>

以下の項目について、事例を踏まえて解説していただきました。

- ①入国・在留審査要領における該当性の確認について
→法律上の婚姻のみならず同居など社会通念上の夫婦の共同生活を営むという婚姻の実体を伴っている必要がある。
- ②申請理由書の書き方について（事例）
→知りあって結婚するに至る経緯を不足なく説明する必要がある。
- ③更新申請で前回申請したときと配偶者が異なる（再婚した）場合の扱い
→前婚で離婚した経緯と再婚した経緯を説明する必要がある。

知財グループ

◎第3回研修会

- 日 時：平成25年1月25日（月） 13時～15時
- 場 所：奈良県行政書士会 会議室
- 参加人数：10名
- 講 師：奥 隆 会員
- 研修内容：産業財産権分野における行政書士分野

<概要>

前半は、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権および商標権）に関する制度について概説がなされました。後半は、特に留意すべき弁理士との業際問題の解説（産業財産権に関する特許庁への出願の代理及び産業財産権に関する鑑定は弁理士・弁護士の独占業務であること等）の後、実際にニーズのある以下の業務について、事例形式で解説がなされました。

- ①商標権の相続手続（遺産分割協議書の作成と一般承継による移転登録申請）
- ②商標調査（ただし、鑑定は除く。）
- ③デザイナーとの契約（著作権および意匠登録を受ける権利の扱いを決める必要がある。）
- ④製造委託契約（委託元が委託先に製造技術を開示する場合、機密保持とともに改良発明がなされたときの扱いを定める必要がある。）

お知らせ

総務部

平成25年度奈良県行政書士会定時総会の日程を下記の通り、お知らせ致します。

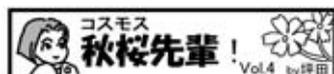
記

日時：平成25年5月31日（金）12時30分～16時00分

場所：ホテル日航奈良

奈良市三条本町8-1

TEL 0742-35-5531



Topic

◎(株)日本政策金融公庫と覚書を締結しました◎

中小企業等の割合が全国平均よりも多い奈良県では、中小企業者や農林水産業者の経営安定こそが、新たな産業の創出に寄与して就業機会を増加させ、市場における公正な競争と地域経済の活性化を促進するものと考えられます。

そこで、中小企業者等の経営の安定及び経済基盤の強化を目的とした支援を、連携して積極的に進めていくことになりました。

具体的には、相互の研修等への講師派遣や地域における経済情報・動向等に関する情報交換を行うとともに、中小企業者等へも情報提供を行い、個別企業からの相談に応じます。事業承継など県内事業者の皆様が抱える諸問題に対し、解決の道筋を導き出し更なる飛躍につながるように、お互いのノウハウを共有し相互協力することで、充実したサービスの提供を行います。

理事会だより

<p>平成 25 年 1 月 12 日 (土) 午後 3 時</p>	<p>会長挨拶 議事録署名人の指名 前回理事会議事録 (案) の確認</p> <p>日程第 1 議決事項 議案第 1 号 奈良県行政書士会会長及び副会長の選挙に関する規則の一部改正について</p> <p>日程第 2 協議事項 協議第 1 号 奈良会ホームページの登録の手続き公開の可否 (企画開発部) 協議第 2 号 会費減額の件 (総務部)</p> <p>日程第 3 報告事項 報告第 1 号 新年賀詞交歓会 (総務部) 報告第 2 号 年始官公庁挨拶 (総務部) 報告第 3 号 新規入会登録者報告 (総務部) 報告第 4 号 非行政書士事案について (監察部) 報告第 5 号 第 3 回新規登録会員研修講師について (ご協力をお願い) (研修指導部) 報告第 6 号 法定業務研修カリキュラムについて (ご検討をお願い) (研修指導部) 報告第 7 号 コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部設置準備について (業務第 3 部) 報告第 8 号 日本政策金融公庫奈良支店への訪問 (業務第 3 部) 報告第 9 号 無料相談会実施について (無料相談会運営委員会) 報告第 10 号 行政書士制度発足記念日について (広報部)</p> <p>諸報告</p>
<p>平成 25 年 2 月 16 日 (土) 午後 3 時</p>	<p>会長挨拶 議事録署名人の指名 前回理事会議事録 (案) の確認</p> <p>日程第 1 協議事項 協議第 1 号 依頼事件業務届の取扱いについて (総務部) 協議第 2 号 奈良県行政書士会会旗購入について (総務部) 協議第 3 号 奈良県行政書士会史編纂について (理事提案) 協議第 4 号 業務第 3 部傘下のグループ再編について (業務第 3 部) 協議第 5 号 日本政策金融公庫奈良支店との覚書締結の件 (業務第 3 部) 協議第 6 号 コスモス奈良県支部設立準備委員会について (業務第 3 部)</p> <p>日程第 2 報告事項 報告第 1 号 新年会の実施について (総務部) 報告第 2 号 平成 24 年度行政書士試験結果について (総務部) 報告第 3 号 「エセ同和高額図書お断り 110 番連絡ネットワーク」会議 (総務部) 報告第 4 号 新規入会登録者報告 (総務部) 報告第 5 号 1 月予算執行状況についてのご報告 (経理部) 報告第 6 号 平成 24 年度第 4 回基礎研修会研修実施 (業務第 1 部) 報告第 7 号 第 6 回研修実施 [オープン研修] (業務第 2 部) 報告第 8 号 国際グループオープン研修 (業務第 3 部) 報告第 9 号 知的財産権グループ研修会について (業務第 3 部)</p>

	<p>報告第10号 無料相談会実施について (無料相談会運営委員会) 報告第11号 無料相談会運営委員会会議 (無料相談会運営委員会)</p> <p>諸報告</p>
<p>平成 25 年 3 月 16 日 (土) 午後 3 時</p>	<p>会長挨拶 議事録署名人の指名 前回理事会議事録 (案) の確認</p> <p>日程第 1 議決事項 議案第 1 号 奈良県行政書士会無料相談会運営規則の制定について 議案第 2 号 奈良県行政書士会会則施行規則の一部改正について 議案第 3 号 平成 25 年度事業計画 (案) について 議案第 4 号 総会に付議すべき事項について *平成 24 年度事業報告</p> <p>日程第 2 協議事項 協議第 1 号 奈良県行政書士会事務局準職員の契約更新について (総務部) 協議第 2 号 平成 25 年度定時総会次第 (案) について (総務部) 協議第 3 号 平成 25 年度定時総会・関係者の選出について (総務部) 協議第 4 号 平成 24 年度収支予算流用 (案) について (経理部)</p> <p>日程第 3 報告事項 報告第 1 号 平成 24 年度行政書士試験実施結果報告会について (総務部) 報告第 2 号 新規入会登録者報告 (総務部) 報告第 3 号 2 月予算執行状況について (経理部) 報告第 4 号 研修実施報告 (9 件) (研修指導部) 報告第 5 号 平成 24 年度第 5 回基礎研修会研修実施 (業務第 1 部) 報告第 6 号 奈良運輸支局登録部門相談窓口業務について (業務第 2 部) 報告第 7 号 国際グループ研修会 (業務第 3 部) 報告第 8 号 民事グループ研修会 (業務第 3 部) 報告第 9 号 平成 24 年度近畿女性行政書士交流会及び近畿女性行政書士 担当者会議出席の件 (業務第 3 部) 報告第 10 号 近畿地方協議会知的資産担当者会議 (業務第 3 部) 報告第 11 号 無料相談会実施について (無料相談会運営委員会) 報告第 12 号 平成 24 年度第 2 回近畿建設会議について (近畿建設会議担当) 報告第 13 号 ADRセンター奈良について (ADR 推進委員会)</p> <p>諸報告</p>

会員の動き

平成 25 年 2 月 20 日現在
(個人会員数 379 名・法人会員数 2 社)

入 会

(①=登録年月日 ②=氏名 ③=事務所所在地 ④=事務所名称 ⑤=事務所電話番号)

- ① 平成 25 年 1 月 15 日
- ② 伊藤 武彦 (イトウ タケヒコ)
- ③ 〒630-0215 生駒市東菜畑 2 丁目 922 番地 1
- ④ 行政書士伊藤武彦事務所
- ⑤ 0743-75-4930



- ① 平成 25 年 2 月 15 日
- ② 連 紗智 (ムラジ サチ)
- ③ 〒631-0815 奈良市西大寺新町 1 丁目 1 番 1 号 河辺ビル 1 階 101
- ④ 行政書士ディア法務事務所
- ⑤ 080-8319-3288



- ① 平成 25 年 2 月 15 日
- ② 荒木 英香 (アラキ アヤカ)
- ③ 〒631-0031 奈良市敷島町二丁目 553 番地の 30
- ④ 荒木行政書士事務所
- ⑤ 0742-46-8370



- ① 平成 25 年 2 月 15 日
- ② 菅野 満 (スガノ ミツル)
- ③ 〒630-8253 奈良市内侍原町 4 番地 小林ビル 405 号
- ④ 遺言・相続専門行政書士菅野事務所
- ⑤ 090-9868-2657



- ① 平成 25 年 2 月 15 日
- ② 岩崎 年秀 (イワサキ トシヒデ)
- ③ 〒634-0063 橿原市久米町 846 番 1
- ④ 行政書士岩崎年秀事務所
- ⑤ 0744-21-3881



- ① 平成 25 年 3 月 1 日
- ② 田村 豊 (タムラ ユタカ)
- ③ 〒630-8306 奈良市紀寺町 997 番地 の 1
- ④ 行政書士田村法務事務所
- ⑤ 090-8366-2990



変 更

(①=事務所所在地 ②=事務所電話 ③=事務所名称)

変更年月日	変更事項	氏 名	事務所所在地・事務所電話・事務所名称
平成24年12月14日	事務所、住所	田 中 聡	① 〒634-0042 橿原市菖蒲町 4 丁目 29 番 12 号 ② 0744-47-3807 ③ 行政書士田中事務所
平成24年12月14日	事務所所在地	谷 松 生	① 〒634-0837 橿原市曲川町五丁目 13 番 18 号 ② 0744-20-1260 ③ あすか中央行政書士事務所

変更年月日	変更事項	氏名	事務所所在地・事務所電話・事務所名称
平成25年1月15日	事務所電話	吉田良子	① 〒630-0201 生駒市小明町 573 番地 3 ② 0743-73-4951 ③ よしだよしこ行政書士事務所
平成25年1月31日	事務所名称	登日清成	① 〒630-0256 生駒市本町 13 番 2 号 ② 0743-75-6899 ③ 行政書士とび法務事務所
平成25年2月15日	事務所電話	北村善明	① 〒639-0211 北葛城郡上牧町滝川台 1 丁目 11 番 5 号 ② 0745-60-2062 ③ 眞秀行政書士事務所

退会

退会年月日	氏名	事務所所在地・事務所電話	事由
平成24年12月28日	水谷利春	〒630-8113 奈良市法蓮町 151 番地の 70 0742-95-4872	廃業
平成25年1月15日	小島進	〒636-0246 磯城郡田原本町大字千代 676 0744-33-6426	廃業

本会の動き

1.5	ADR 英語調停講座	於 東京都	1.28	一般社団法人コスモス成年後見 サポートセンター支部設立説明会	於 会議室
1.7	職務上請求書差し替え	於 事務局	1.28	職務上請求書差し替え	於 事務局
1.8	経理部会	於 事務局	1.28	国際グループオープン研修会	於 会議室
1.8	選挙管理委員会	於 会議室	1.30	京都会平成25年新年賀詞交歓会	於 京都市
1.9	奈良県社会保険労務士会新年賀詞交歓会	於 奈良市	2.1	インターネット研修「全国研修(建設業法に 基づく経営事項審査について)(行政書士の 役割と行政法)」	於 会議室
1.10	無料相談会	於 会議室	2.1	職務上請求書差し替え	於 事務局
1.10	広報部会	於 会議室	2.4	職務上請求書差し替え	於 事務局
1.11	「経営事項審査申請入門・基礎編」 「経営事項審査申請発展・応用編」	於 奈良市	2.6	会長と奈良日日新聞との対談	於 会議室
1.11	大阪会新年賀詞交歓会	於 大阪府	2.7	監察部会	於 会議室
1.12	理事会	於 会議室	2.8	エセ同和高額図書お断り110番 連絡ネットワーク会議	於 奈良市
1.12	新年会	於 奈良市	2.8	業務第1部第5回基礎研修	於 会議室
1.16	無料相談会運営会議	於 会議室	2.8	職務上請求書差し替え	於 事務局
1.18	日行連平成25年新年賀詞交歓会	於 東京都	2.13	日本弁理士会近畿支部奈良地区会 設立記念祝賀会	於 奈良市
1.18	職務上請求書差し替え	於 事務局	2.14	無料相談会	於 会議室
1.19	業務第2部オープン研修	於 会議室	2.15	選挙管理委員会	於 会議室
1.19	DVD研修「業際問題」 「業務上のコンプライアンス各論」	於 会議室	2.15	職務上請求書差し替え	於 事務局
1.21	職務上請求書差し替え	於 事務局	2.15	国際グループ研修会	於 会議室
1.25	職務上請求書差し替え	於 事務局			
1.25	知財グループ研修会	於 会議室			

2.16	理事会	於 会 議 室	3.11	コスモス支部設置準備委員会	於 会 議 室
2.18	職務上請求書差し替え	於 事 務 局	3.11	広報部会	於 会 議 室
2.18~20	第3回新規登録会員研修	於 事 務 局	3.12	第4回知的資産担当者会議	於 大 阪 市
2.20	行政書士記念日準備作業	於 事 務 局	3.13	近協「HP担当者会議」	於 大 阪 市
2.22	職務上請求書差し替え	於 事 務 局	3.14	無料相談会	於 会 議 室
2.22	日本政策金融公庫との覚書調印式	於 会 議 室	3.15	職務上請求書差し替え	於 事 務 局
2.22	街頭での行政書士活用ガイド・ クリアファイル配布	於 奈 良 市	3.15	コンプライアンス研修	於 会 議 室
2.22	広報部会	於 会 議 室	3.15	平成24年度行政書士試験実施結果報告会	於 東 京 都
2.25	職務上請求書差し替え	於 事 務 局	3.16	理事会	於 会 議 室
2.26	近協近畿建設会議	於 大 阪 市	3.18	職務上請求書差し替え	於 事 務 局
3.1	職務上請求書差し替え	於 事 務 局	3.18	「改正商取引法」等に関する研修会	於 奈 良 市
3.1	平成24年度知的資産実務研修	於 東 京 都	3.22	職務上請求書差し替え	於 事 務 局
3.3	近畿女性行政書士交流会	於 京 都 市	3.22	知財グループ研修会	於 会 議 室
3.4	職務上請求書差し替え	於 事 務 局	3.22	専門士業連絡協議会総会、懇親会	於 奈 良 市
3.4	奈良県社会保険労務士会会館竣工式	於 奈 良 市	3.23	商工・風営グループ会オープン研修 「個人情報保護と情報セキュリティ」	於 会 議 室
3.4	広報部会	於 会 議 室	3.25	職務上請求書差し替え	於 事 務 局
3.7	監察部会	於 会 議 室	3.26	選挙管理委員会	於 会 議 室
3.8	職務上請求書差し替え	於 事 務 局	3.27	コスモス支部設置準備委員会	於 会 議 室
3.8	民事グループ会	於 会 議 室	3.29	職務上請求書差し替え	於 事 務 局
3.11	職務上請求書差し替え	於 事 務 局	3.29	業務第1部基礎研修会	於 会 議 室

編 集 後 記

行政書士登録をして1年余りが経ち、昨年より広報部として「行政なら」の編集及び広報活動に携わらせていただいております。

本年度の活動の一つとして、国道24号線沿い横田北の交差点付近に奈良県行政書士会のPR看板を設置いたしました。仕事で通るたびに眺めてはうれしい気持ちになります。また、2月22日の行政書士記念日には、オリジナルクリアファイルを作成し、奈良駅周辺で配付活動を行いました。

「行政書士ってどんなことをするんですか？」という素朴な疑問に、分かりやすくPRしていくことも広報部の重要な責務であると肝に銘じ、今後も行政書士の広報活動に取り組んでまいります。

(広報部部員 西澤 伸明)



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



表紙の言葉

さくら

(文・絵 Y.Y氏)

(文字 鈴木基舟氏)

行政奈良 第120号

平成25年4月1日発行

発行人 末 廣 元 孝

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株)T. T. ビル3階

TEL.0742-95-5400

FAX.0742-26-6400

電子メールアドレス：gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス：http://www.gyoseinara.or.jp/

あなたの街の法律家 行政書士

「えがお」をつなぐ。
「あした」を育てる。
あなたの側に行政書士。

行政書士は
許認可・登録申請、遺言や相続、
色々な契約・届出などの
相談から書類作成まで
サポートします。

写真：佐藤 寛太郎



日本行政書士会連合会・奈良県行政書士会 後援/総務省・奈良県

平成24年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

